

種の保存につき講ずべき措置に係る関係団体へのヒアリング結果

1. 公益財団法人 日本生態系協会

（1）生息・生育の場の保全

- ・希少種の生息地/生育地保全を検討する際には、ナショナル・トラストが貢献していることを適切に考慮すべき。
- ・希少種の保全上重要な場所を整理する際には、重要里地里山や重要湿地等の生物多様性保全上重要な地域を選定している既存取組における運用状況やデータを踏まえて、適切に運用してほしい。
- ・開発抑制のために、希少種の生息・生育情報は、可能な限りポイントで収集すべき。
- ・生息地等保護区の指定時に土地所有者の不安を解消すべく、必要に応じて土地を買い上げることが望ましい。

（2）開発行為等による影響の回避・低減

- ・開発事業者への助言・指導は、積極的に行うことが望ましい。
- ・環境省が策定した「猛禽類保護の進め方」は、開発事業者にも活用されており実効性がある。他省庁にも各種ガイドライン等がある。こうしたものも参考に、様々な希少種の保全について、開発事業者の参考となるガイドラインが策定されることが望ましい。

（3）民間等と連携した保全活動の推進

- ・希少種保全に向けて、省庁連携で取り組んできた各地の生態系ネットワーク、動植物園、都市公園等との更なる連携を図ることが望ましい。
- ・生態系の各類型の中でも、特に草原や里地里山等の二次的自然（に生息する生物種）が危機的な状況にある。なお、夏季のスキー場は草原が維持されており、希少種が生息・生育している場合もある。
- ・民間による希少種保全を国が認定する枠組みができる場合は、生息地等保護区は少ないため、認定対象を生息地等保護区以外も含めることが望ましい。

2. 公益財団法人 日本野鳥の会

(1) 生息・生育の場の保全

- ・不在・不明所有者等については承諾不要等の運用に改めると、生息地等保護区の指定がより進むのではないかと。土地所有者にインセンティブがあれば指定が進むのでは。
- ・「重要里地里山」や「重要湿地」、「IBA」等を、生息地等保護区の候補地として活用してはどうか。また、自然共生サイトを保護区のバッファーとして連携できないか。
- ・保護区指定に必要な生息情報の収集については、専門家からのヒアリングや意見交換、地域の NGO とも、より連携してほしい。
- ・現生息地だけでなく、気候変動の影響なども考慮し、将来に向けて生息のポテンシャルが高い場所をあらかじめ把握・抽出できるとよい。
- ・開発に加え、希少鳥類への餌付けや国内を含む外来種による悪影響も懸念される。
- ・望ましいとされる営農型太陽光発電施設であっても、警戒心の強い大型鳥類にとっては悪影響が懸念されるので、生息地としての質を低下させない適正配置などが望まれる。
- ・保全を急ぐべき生態系として、湿地、草原などに加えて洋上も想定される。海鳥、シギ・チドリ類については特に基礎情報が少ないため、データの拡充が望まれる。

(2) 開発行為等による影響の回避・低減

- ・開発回避につなげるため、生息地等保護区の監視地区を積極的に拡大してはどうか。
- ・事業開始後に希少種への影響が判明した場合にも、影響の回避や低減措置を講じられる仕組みが必要。希少種生息地への侵入や撮影など影響を与える行為も規制が必要。
- ・事前のリスク評価に基づく予防原則の考え方を整理する必要がある。
- ・事業者への希少種情報共有のため、概略的な情報公開と個別の詳細情報提供の双方が必要。自治体による助言・指導も有効なので、希少種情報は自治体にも共有すべき。

(3) 民間等と連携した保全活動の推進

- ・民間による保全活動に対して国がお墨付きを与えるような仕組みができるとよい。さらに、事業の実施に当たっては、手続きのワンストップ化が望まれる。また、予算的な面だけでなく表彰等のように関心等を集めやすくなる方策も含めて支援が重要。

(4) 国と自治体との連携強化

- ・種の保存法と自治体の希少種条例を連携させ、自治体が必要な指導を行えるようにする必要。
- ・希少種保全に関する施策内容について、自治体担当部局への共有を強化してほしい。

(5) 譲渡し等規制の適正化

- ・器官等の規制について、対象の見直し（追加、解除）を検討する余地があるのでは。